

## 新しい監査委員を紹介します

問 監査委員事務局  
(☎28-9810)

石山洋子さん(板山)が、市議会の同意を得て、監査委員に選任されました。

### 【略歴】

- ▼市議会議員
- ▼市議会社会文教常任委員会委員長(平成29年6月～平成31年4月)
- ▼市議会議会運営委員会副委員長(令和元年5月～令和3年5月)

申問 環境衛生課資源リサイクル係(☎28-9115)  
【ごみ収集】家庭ごみステーション日程表

いいでの湯 毎週日曜日に変わり湯を実施します。8月は桧湯です。

### 行政相談

困つたら一人で悩まず  
年金、福祉、雇用、道路管理などの行政が行う業務に関する困りごとについて、行政相談員が無料で相談に応じています。相談所の開設予定日など詳しくは、各月の「広報しばた」15号の「行政相談」をご覧ください。

問 総務課総務係(☎28-9544)  
「毎月勤労統計調査特別調査」を実施します

厚生労働省では、7月末現

## 新発田市の人口・世帯(6月末)

【人口】95,611人  
男性 46,513人 死亡 104人  
女性 49,098人 転入 133人  
出生 43人 転出 148人

【世帯】37,190世帯

※これは、住民基本台帳に登録されている人口・世帯数です



## 税などの納期限

問 収納課(☎28-9300)

納期限は  
**8/2月**

- ▼固定資産税・都市計画税 第2期
- ▼国民健康保険税 第1期
- ▼介護保険料 第4期
- ▼後期高齢者医療保険料 第4期
- ▼市県営住宅使用料 7月分
- ▼市県営住宅駐車場使用料 7月分
- ▼保育園保育料・副食費 7月分
- ▼し尿処理手数料 7月分

### 納付に困つたら相談を

【税の休日相談窓口】  
時 7月25日(月)8:30～17:15  
問 収納課(ヨリネスしばた3階)  
納付は安心・便利な口座振替で

今後の「広報しばた」発行日

8月 2日(月)

8月18日(水)

9月 1日(水)

## お知らせ

お知らせ・イベント・講座・募集・寄附

### 感染予防対策のお願い

イベントなどに参加する場合は、マスクの着用などにご協力ください。一人一人の感染予防が皆様の安心安全につながります。ご理解をお願いします。

### 【し尿収集】

8月13日(金)から16日(月)まで休みます。申込み世帯でお盆前くみ取りを希望する場合は、8月6日(金)までに、環境衛生課または各支所に電話で申し込みでください。

定休日

中学生以上440円、小学生150円、幼稚70円。8月の日曜日は、夏季サービス期間で小学生以下は無料

問 いいでの湯(大栄町1、☎22-4555)

お盆期間中のごみ・し尿収集について

いいでの湯

8月の変わり湯

困つたら一人で悩まず

行政相談

農地バトロールを

実施します

農業委員会では、農地の無不法投棄などの状況を調査す

るため、農業委員や農地利用断転用や遊休農地、廃棄物の最適化推進委員、市職員で「農地バトロール」を実施します。

問 農業委員会事務局農地調整係(☎33-3119)  
実施期間 8月2日(月)～24日

## お知らせ

お知らせ・イベント・講座・募集・寄附

## お知らせ

## 市民文化会館シネマ上映会「ワンコインシネマ」

文化芸術振興室(市民文化会館内、☎26-1576)

対 県内在住の方

時 9月18日(土)

上映作品・時間

▼「キャッツ」…午前10時～11時50分(字幕版)

▼「ラ・ラ・ランド」…午後2時30分～4時40分(字幕版)

※開場はいずれも開演の30分前

所 市民文化会館

￥ 各回500円(入れ替え制、全席指定)

定 各回450人

チケット販売=7月27日(火)午前9時以降に、喫茶「紫音」(市民文化会館内)、健康長寿アクティブ交流センターきやり館、市観光情報センター(イクネスしばたMINTO館内)、豊浦・紫雲寺・加治川地区公民館

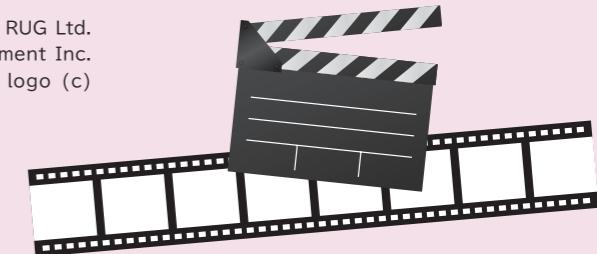


▲「ラ・ラ・ランド」

(c) 2017 Summit Entertainment, LLC. All Rights Reserved. Photo credit: EW0001: Sebastian (Ryan Gosling) and Mia (Emma Stone) in LA LA LAND. Photo courtesy of Lionsgate.

### ▲「キャッツ」

(c) 2019 Universal Studios, RUG Ltd. and Perfect Universe Investment Inc. All Rights Reserved. CATS logo (c) 1981 Rug Ltd.



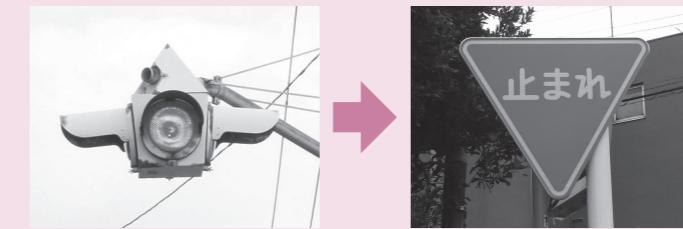
## お知らせ

## 一灯式の信号機が一時停止に変わります

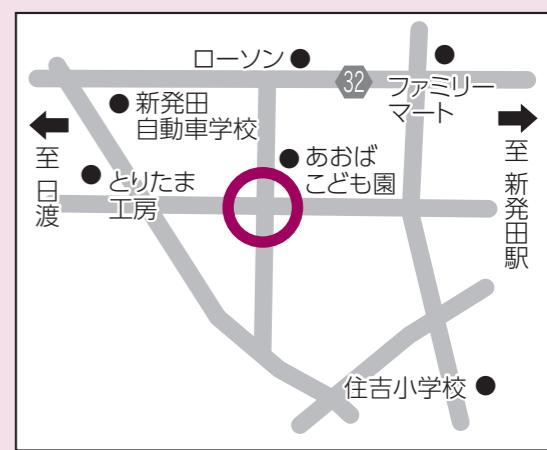
新発田警察署交通課(☎23-0110)

交差点事故防止対策のため、一灯式信号機を廃止して一時停止規制への切替えを進めています。一灯式信号機は、「見落としによる交通事故が起こりやすい」「停電時に全く機能しない」「通行方法は一時停止箇所と変わらない」などの問題点が指摘されています。そのため、右記の交差点を令和3年度中に一時停止規制に変更します。

交差点を通行する際は、標識を確認して一時停止とともに、左右の安全を確かめて通行してください。



▼富塙町1・2丁目地内



対象者 時間 場所・会場 内容 講師 料金 定員 持ち物 その他 申込方法・期間など 問合せ先  
申込み先・問合せ先 ■料金の記載のないものは無料 ■申込みの記載のないものは申込み不要

## 「商店街とおうちで楽しむサマーフェスティバル」

問 同イベント実行委員会(いきいきスタンプ事務局内、☎22-3053)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、歩行者天国のイベントは行われず、一定期間楽しめるイベントを開催します。

詳しくは、7月24日(土)の新聞折込チラシをご覧いただけます。

時 7月24日(土)~8月7日(土)  
内 子どもから大人まで楽しめる商店街謎解きクイズラリー、音楽・ダンスマチニティの配信

入札監視委員会の委員を募集します

市が発注する建設工事の入札や契約手続きの運用状況について審議を行い、改善点などを提言する入札監視委員会の

申 7月26日(月)~8月13日(金)  
午前9時~午後5時に、直接または電話で申し込んでください  
申 新発田地区公民館(生涯学習センター、☎22-85516)

三彩の会作品展  
時 7月23日(火)~25日(木)の午前9時30分~午後4時まで。ただし、23日は午後1時から、25日は午後3時まで  
所 カルチャーセンター  
内 水彩・パステル・油彩・ガラス絵の展示  
問 同会浮須(☎0800-6676-7522)



## 講座・募集

申 7月26日(月)~8月13日(金)

午前9時~午後5時に、直接または電話で申し込んでください

申 新発田地区公民館(生涯学習センター、☎22-85516)

「新発田市まちづくり総合計画審議会」及び「新発田市未来創造検討会議委員を募集します」

詳しく述べ、みらい創造課や各支所にある募集要項をご覧ください。募集要項は市ホームページでもご覧いただけます。

対 次の全てに該当する方  
▼ 日中の会議に出席できるの方  
▼ 地方公共団体の職員でない方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 国會議員、地方公共団体の議員または政党の役員・職員でない方

申 7月23日(火)~25日(木)の午前9時30分~午後4時まで。ただし、23日は午後1時から、25日は午後3時まで  
所 カルチャーセンター  
内 水彩・パステル・油彩・ガラス絵の展示  
問 同会浮須(☎0800-6676-7522)

程度(予定)  
募集人数=2人(選考)  
※結果は9月10日(金)までに通知します

申 8月20日(金)まで  
月30日まで  
報酬=会議1回につき5000円

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼ 市職員退職者でない方

申 8月23日(月)までに履歴書、  
ホームページでダウントロードで提出します

対 次の全てに該当する方  
▼ 市内在住の20歳以上の方  
▼ 本人またはその家族が建設会社に従事した経験のない方  
▼ 特定の建設会社に利害関係のない方  
▼ 市職員退職者でない方  
▼

# 健康・福祉

健康・福祉・スポーツ

## 献血バス「ゆうあい号」

この日程は、全血献血のみで  
す。できるだけ、400ml献血  
にご協力をお願いします。

時・所

- ▼8月1日(日)午前10時～正午、  
午後1時30分～4時：イオン  
新発田店(住吉町5)
- ▼8月2日(月)午前9時～11時  
30分：株伊藤組(島潟)
- ▼8月18日(水)



日頃、興味や関心を持つついで

- 統計グラフコンクール**
- お子さんの定期予防接種はお済みですか？
- 認知症の方やその家族、友人、認知症のことをよく知りたい方などが気軽に集まり、交流を楽しめます。認知症に関する相談ができるほか、うちわ作り、盆踊りを行います。
- 時 7月26日(月)午後1時30分～3時15分（開設時間内は出入り自由）
- 問 健康推進課保健予防係(☎28-9210)
- 市では、お子さんの感染症予防のため、生後1か月頃に接種券を送付し、予防接種をお勧めしています。対象年齢を過ぎると有料となりますので、母子健康手帳で接種状況を確認のうえ、受け忘れないようにしましょう。接種券の再発行など、詳しくはお問い合わせください。
- なお、子宮頸がん予防接種は、個人への通知はしていません。平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性で、接種を希望する場合は定期接種として受けられますので、ご連絡ください。
- 問 健康推進課保健予防係(☎28-9210)

- ▼生後7～11か月のお子さん  
【あかちゃんひろば】  
「あそびのひろば」
- 問 新発田駅前複合施設「こどもセンター」係(☎28-99552)
- ▼8月4日(水)



▼生後7～11か月のお子さん  
【あそびのひろば】  
「あそびのひろば」

# こども

子育て・教育

ることを調べて、グラフを作つてみませんか。課題や応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

申 9月6日(月)までに、直接または郵送(必着)で提出してください

申・問 県統計課統計情報班(〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1、☎025-280-5902)

【相談窓口】  
「うんどうひろば」

内 8月20日(金)午前10時30分～11時  
時 8月6日(金)午前10時30分～11時  
内 おもちゃ病院「うんどうひろば」

申 8月6日(金)まで  
【きらきら誕生会】

内 8月生まれのお友だちを、みんなでお祝いします



## 虐待の予防と早期発見にご協力ください

問 こども課こども家庭相談係(☎26-3257)

子どもが虐待されている、またはその疑いがある場合は、右記へご連絡ください。秘密は堅く守られ、連絡した内容に間違いがあっても責任を問われることはできません。

## 周りにこんな子どもはいませんか？

- ▼泣き声がひどい
- ▼けがが増えている
- ▼長時間、屋外に出されている
- ▼夜間、子どもだけで家にいる
- ▼食事などの世話をじゅうぶんにされていないなど



### 【相談窓口】

- ▼市こども課こども家庭相談係(ヨリネスしばた2階、☎26-3257)
- ▼児童相談所全国共通3桁ダイヤル(☎189-365日24時間対応。最寄りの児童相談所につながります)
- ▼県新発田児童相談所(県新発田地域振興局内、☎26-9131)
- ▼新発田警察署(☎23-0110)  
※命の危険があり一刻を争う場合は☎110番へ

## 新型コロナウイルス感染症に伴う保険税・保険料の減免のお知らせ

対象となる世帯は、申請により国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。減免割合や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

対 同感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)が①または②に該当する世帯

①死亡または重篤な傷病を負った場合

②事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する場合

▼事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が、前年収入額の10分の3以上

▼事業収入などに伴うもの以外の前年所得の合計額が400万円以下

▼前年の合計所得金額が1000万円以下(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合)

減免対象となる保険税・保険料=令和3年度分で、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に普通徴収の納

期限が設定されているもの(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)

申 令和4年3月31日(木)まで

問

- ▼国民健康保険税…保険年金課国保賦課係(☎28-9310)
- ▼介護保険料…高齢福祉課介護保険係(☎28-9201)
- ▼後期高齢者医療保険料…保険年金課高齢者医療・年金係(☎28-9312)



29日、10月27日、11月24日、12月22日の水曜日。時間はいずれも午後1時～6時

申 各開催日の前日までに、電話または市ホームページで申し込んでください

問 同センター(新潟市中央区上所2、新潟ユービンプラザ3階)

所 同センター(新潟市中央区上所2、新潟ユービンプラザ3階)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 同センター(新潟県社会福祉協議会内、☎025-285-4165)

所 同センター(新潟県社会福祉協議会内、☎025-230-1300)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 【法律相談(申込みが必要)】

所 同センター(新潟県社会福祉協議会内、☎025-230-1300)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 【一般相談(申込み不要)】

所 同センター(新潟市中央区上所2、新潟ユービンプラザ3階)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 【定期相談会】

所 同センター(新潟市中央区上所2、新潟ユービンプラザ3階)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 【定期相談会】

所 同センター(新潟市中央区上所2、新潟ユービンプラザ3階)

内 高齢者やその家族などが抱えている、さまざまな心配ことや悩みとの相談に応じます(電話での相談も可)

申・問 【定期相談会】

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## 「必ずもうかる」とうたう情報商材を購入したが、うそだったので解約したい

「広報しばた」2月15日号で、情報商材によるトラブルについてお知らせしましたが、現在も同様の相談が多く寄せられています。困ったことがある場合は、早めにご相談ください。

### 【事例】

インターネット上で「必ずもうかる」「電話・メールで安心サポート」「返金保証」とうたう情報商材の広告を見て興味を持ち、クレジットカード払いでの購入した。しかし、広告の内容とは違っていたので、解約しようと思い電話したがつながらない。

### 【対策】

- ▼広告の「誰でも必ずもうかる」などという表示には、注意が必要です。安易に信用しないようにしましょう
- ▼購入する前に事業者の所在地や電話番号などを調べ、連絡が取れるか確認しましょう
- ▼クレジットカードで契約した場合で、このようなトラブルが生じた際は、直ちにカード会社に連絡し事情を説明しましょう
- ▼業者には、解約の申し込みを書面で郵送しましょう

### 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越しください）

### 司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=8月5日㊁ 13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎ 28-9110）



## 8月の相談

### 行政相談 総務課（☎ 28-9540）

お住まいの地区にかかわらず、どの会場でも相談できます

- ▼加治川庁舎3階行政相談室 3日㊁ 9:30～12:00
- ▼豊浦庁舎1階和室 10日㊁ 9:30～12:00
- ▼健康プラザしうんじ会議室 17日㊁ 13:00～15:00
- ▼ヨリネスしばた5階相談室501 18日㊁ 9:30～12:00

### 行政書士による無料相談 総務課（☎ 28-9540）

生涯学習センター多目的ホール  
19日㊁ 13:00～16:00



### シルバー人材センター入会説明会

8月11日㊁・25日㊁ 10:00～（会場はお問い合わせください）  
新発田市役所（☎ 22-1010）、紫雲寺支所（☎ 41-2954）、加治川支所（☎ 33-3850）

### 弁護士無料法律相談 要予約

ヨリネスしばた

18日㊁ 14:00～17:00（1人30分まで）

予約先=人権啓発課（☎ 28-9630）

受付開始=8月2日㊁ 8:30～

※法律相談は、1人につき年度に1回限りです

### 人権相談 人権啓発課（☎ 28-9630）

人権擁護委員が相談を受け付けます

菅谷コミュニティセンター

26日㊁ 10:00～12:00

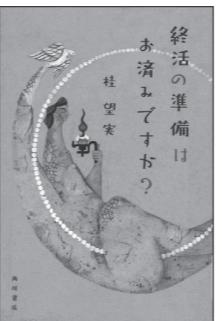
## 図書館へ行こう

申込み先・問合せ先  
■中央図書館（☎ 22-2418）  
■歴史図書館（☎ 24-2100）

検索 新発田市立図書館

### 【中央図書館おすすめ図書】

#### 一般図書



#### 「終活の準備はお済みですか?」

桂 望実／著  
KADOKAWA／出版

30～60代のさまざまな年齢層の「終活」が描かれています。独身で仕事一筋に生きてきたキャリアウーマンの話や、突然のガン宣告で人生が一変した若き天才シェフの話など、終活が身近になる一冊です。

#### 児童図書



#### 「ひー」

りとう ようい／作・絵  
鈴木出版／出版

「ひー!」ヒビが逃げていきます。そのあとから、ヒョウが追いかけています。ヒビは木に登ったり川を渡ったり、あの手この手で逃げていきます。果たしてこの追いかけっここの結末は…?

### 【中央図書館のイベント】

#### 企画展示

#### 「夢にキラリ☆未来の自分を描いてみよう!」

時 7月17日㊁～8月25日㊂（木曜日は休館日）

内 小学校高学年～高校生向けに、職業をイメージできる「お仕事小説」や、進路に関する本などを展示します

#### 「しばたの心継承プロジェクト」

図書館で新発田の自慢をちょっと深掘り!

対 小学生

時 8月4日㊁～25日㊂の午前9時～午後5時

内 クイズを解きながら、新発田の自慢を調べます

申 児童サービスデスクに直接申し込んでください

### 【歴史図書館おすすめ図書】

#### 一般図書



#### 「新発田藩 越後蒲原の大庄屋 桂家」

NPO法人 新津郷土に親しむ会／編

桂家は、江戸時代中頃から昭和にかけて新津地域の農民をまとめた大庄屋で、新発田藩への多額の支援により、藩財政を助けました。桂家の歴史や関連宗教施設、製茶・天然ガス田の開発についてまとめられています。

#### 一般図書



#### 「食の文化史」シリーズ 読みなおす日本史

大塚 滋／著 吉川弘文館／出版

日本料理になじみの深い魚や菜食、米食、近代以降に入ってきた肉食やパン、牛乳など、文化の違いを感じさせる興味深い歴史エピソード17編が収録され、読みやすくまとめられています。



### 市民の広場



このコーナーでは、市内で活動する団体などのクチコミ情報を掲載しています。掲載の申込みや提出期限については、みらい創造課広報広聴係（ヨリネスしばた5階）まで。  
☎ 28-9532・FAX22-3110  
Eメール mirai@city.shibata.lg.jp

### 文化

#### 銅板でモノづくり体験!「板金折り紙教室」

時 7月30日㊁・31日㊂。時間はいずれも午後1時30分～3時30分 所 株式会社板金工業（切梅618）

内 銅板か真鍮板で祝い鶴を作ります ￥ 500円（材料・加工代）

定 各日8人（先着順） 特 手袋、内履き（スリッパなど）

申 電話で申し込んでください 申問 植谷板金工業 池田

☎ 28-7183

### ゆかた講座（全3回）

対 中学生以上の女性 時 7月30日㊁、8月6日㊁・20日㊁の午前10時～11時30分、午後1時30分～3時、午後6時30分～8時（3回選び受講してください）

所 猿橋コミュニティセンター 内 ゆかたの着方や半幅帯の結び方、マナーについて学びます ￥ 5500円（全3回）

ゆかた・半幅帯付き） 定 各回5人（先着順） 特 ひも3本、タオル1本 申 7月29日㊁まで 申問 つむぎの会 渡邊

☎ 090-4123-3723